



## 米トレーサビリティ制度について

### 米トレーサビリティ法とは？

米穀等の安全性の確保、表示の適正化、適正流通を目的とした「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」により、以下の2点が義務づけられています。（平成23年7月から完全施行）

- ① 米穀等の取引等に係る記録の作成・保存
- ② 産地情報の伝達

### 対象事業者

対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行う事業者の方全てが対象となります。（生産者、米加工品製造事業者、流通事業者、外食事業者等）

### 対象品目となる米・米加工品

米穀（もみ、玄米、精米、砕米）、米粉や米粉調製品・米こうじ・米菓生地等の中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

### 米トレーサビリティ法の詳細

農林水産省ホームページをご覧ください。パンフレットやQ&Aがダウンロードできます。  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome\\_toresa/](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/)

### 青森県の啓発活動

- (1) 農林水産部食の安全・安心推進課、及び各地域県民局地域農林水産部設置の「米トレサ巡回指導チーム」が対象事業者への巡回指導や相談業務を行っています。
- (2) 米トレーサビリティ法制度への理解を深め、消費者への産地情報伝達が正しく行えるよう、対象事業者向けに「青森県米トレマスター養成研修会」を毎年開催し、研修修了者「米トレマスター」のいるお店を県ホームページで公表しています。

青森県 米トレサ で検索



### お問い合わせ

青森県 農林水産部 食の安全・安心推進課  
企画調整グループ

〒030-8570 青森市長島 1-1-1

電話 017-734-9354 FAX 017-734-8086

SANZEN@pref.aomori.lg.jp